

第7回神戸市会活性化に向けた改革検討会(23.10.27)項目別方向性

政策立案・提言機能の充実

		方 向 性
○ 議会政策提案条例の制定		<p>○ 議員・議会による政策提案条例の策定を目指すことは当然のことである。</p> <p>○ しかし、これをサポートする市会事務局の体制は、強力にバックアップできるものとはなっていない。</p> <p>○ 体制を強化するための方策として、事務局職員の専門性強化、増員、外部スタッフの活用等様々な意見があり、財源の問題も含めて、今後検討する。</p>
○ 政務調査活動の在り方		<p>○ 政務調査活動は、議員が議会の使命を果たすために不可欠の活動であり、積極的な政策立案・提言活動を行う必要がある。</p>
政務調査費における管外活動 下限人数について		<p>○ 単独での調査活動を制限する合理的理由は見当たらず、これを認めるべきとする意見が多数を占めた。</p>
政務調査費における海外調査について		<p>○ 本市の行政活動は、港湾、企業の海外進出支援、姉妹都市交流事業などグローバル化しており、議員の政務調査活動を国内外で区別すべきでなく、海外調査を認めるべきとする意見が多数を占めた。</p>
政務調査員の増員について		<p>○ 政務調査員の増員を図っていくべきという点は概ね一致した。</p> <p>○ しかし、政務調査員の増員を図るためには財源が必要である。</p> <p>○ 議会費を増額するのか、現状の議会費の中でやりくりするのかなどの問題について、引き続き、議論していくものとする。</p>
○ 予算編成権、修正権、議会予算教書		
予算編成権		<p>○ 地方自治法において、予算編成権は首長に専属しており、議会はチェックを行い、これを承認する権限が与えられている。</p> <p>○ そのため、各会派は予算要望という形で、首長に対して、政策提案を行っている。</p> <p>○ 予算修正権の問題を通じて、議会のかかわり方について議論を深める必要がある。</p>
予算修正権		<p>○ 予算案の増額修正及び減額修正について、現行法上の制約の問題と、首長と議会が対立した時の対立処理の手續問題などについて、今後さらに議論を深める必要がある。</p>
議会予算教書		<p>○ 積極的に取り組んでいくべきという意見もあるが、議会全体としての意見集約は極めて難しいことから、現時点では時期尚早であり、将来の検討課題とする。</p>